

実施	2013年10月
ヒアリング対象国	ベトナム

ベトナムの現状

長期間指令経済下にあった共産主義国家ベトナムでは、現在でも共産主義的社会観が国内に色濃く残っており、個人財産という概念がまだ十分に国民に浸透していない。このような背景のなか、著作権に対する認識は極めて低く、海賊版コンピュータソフトウェアが政府機関内でさえ使用されている事が問題になっている。

また、ベトナム国民は娯楽を政府から無償で提供される事に慣れていたので、インターネットへ違法にアップロードされた動画等も社会の共有物とみなされ、著作物として尊重されない傾向がある。

ベトナムには韓国資本が積極的に参入しており、現地の最大手シネコン「Megastar」も韓国の「CGV」に買収された。これに伴い以前より多くの韓国映画がベトナムで上映されるようになった。しかし劇場公開映画のほとんどは依然ハリウッド作品であり、配給数の少ない現地作品は旧正月や夏休み等の休暇期間にのみ劇場公開される。一方、音楽に関しては現地作品が人気を博しており、外国作品はイギリスやアメリカの洋楽やK-POPが若年層に視聴されている。

日本のコンテンツはアニメーションやマンガが普及しており、日本のアニメーションはハリウッドのアニメーションと同等もしくはそれに次ぐ人気があり、日本のマンガは現地語に翻訳され、マンガ市場において発行部数が最も多いとの意見がヒアリング調査でもあった。現地で最も人気がある日本のマンガは「ドラえもん」で、この作品は権利者へ印税が支払われる事無く1990年代から国営機関によって出版され、2004年にベトナムがベルヌ条約へ加盟した後は正規契約のもと出版が継続されている。

ヒアリング調査訪問先リスト

■ベトナム著作権局(COV)・ハノイ事務所 [政府機関]

■ベトナム著作権局(COV)・ホーチミン事務所 [政府機関]

文化・スポーツ・観光省(MOCST)の管轄下にある1987年に設立された政府機関。

主な役割は著作権法の法整備、法の普及啓蒙、著作権の登録、そして外国の著作権集中管理団体等への支援等。官房、登記、著作権・著作隣接権管理、情報・国際協力の4つの部署があり、ハノイ事務所が本部となり、ホーチミン事務所は1990年に設立された。この他ダナンに事務所があり、職員の数全体で24名。

■公安省ハイテク犯罪対策部門 (ECD) [政府機関]

(Authority of Broadcasting and Electronic Information)

情報通信省管轄化にある放送内容監督機関。放送コンテンツはテレビ局が自主規制を行っているが、視聴者の通報で番組内容に問題がある事が確認された場合は、この監督機関がテレビ局へ指導をする。

■Vietnam Center for Protection of Music Copyright (VCPMC) [関連団体]

2002年に設立された民間の非営利著作権集中管理団体。日本音楽著作権協会(JASRAC)のベトナムにおけるカウンターパート。著作権集中管理団体としてはベトナムで最も活発に活動し影響力がある。この団体の会員は作曲家や作詞家で、2013年10月時点の会員数は2,700名(国全体の音楽関連権利者の90%)。

■Mr. Do Khac Chien (Former Deputy Director of COV) [有識者]

ベトナム著作権局の元副局長。ベトナムにおける知財の権威で、これまで立法者、行政官、教育者として、同国での知的財産に対する認識の向上に努める。²

■Bui Thac Chuyen (映画監督) [有識者]

ベトナムの有名映画監督。2003年に政府によって設立されたThe Vietnamese Cinema Associationの代表として、ベトナムの映画産業の支援や中学生への映画制作の教育に力を入れている。映画監督としては、デビュー作「Eternal Sadness」でベトナム短編映画際の金賞を受賞、そして、2006年に「Living in Fear」でアジア新人賞(Asian New Talent Award)を受賞した。

1 <http://www.canhsat.vn/tabid/73/Default.aspx#07>

2 http://www.eurochamvn.org/Events/HCMC_EuroCham_IPR_Roundtable_for_World_IP_Day

ベトナムは2014年よりスペシャル 301 条報告書で監視国から優先監視国に指定されるようになり、その理由として、この国がコンテンツ市場として重要性を高めている一方、深刻な侵害問題を抱えている事が挙げられている。³

オンライン侵害は2008年から2009頃に音楽ファイルの違法アップロードが盛んになり、この影響でCDの売り上げがそれ以前の10分の1に落ち込んだ。映画に関しては海賊版がDVD市場の90%以上を占めており、以前ハリウッドスタジオが旧作品の販売を試みたが失敗に終わっている。

ベトナムには映画や音楽のコンテンツを提供するサイトは多数あるが、iTunes Store等一部の合法サービスを例外として、その殆どが侵害サイトである。これらサイトのサービス形態は基本的にストリーミング配信であるが、サイトからファイルをダウンロードする事も可能になっている。特に悪名高い現地の侵害サイトは“Zing.vn”で、このサイトは音楽や映像ファイルの違法配信やダウンロードを提供している。現時点では現地権利者や政府機関と協力してサービスの合法化を試みているが、海外のPOPSや日本のアニメーション等、海外のコンテンツをこのサイトはまだ違法配信している。

また、政府に規制され国内で正規視聴が不可能な外国映画の映像ファイルも高画質で入手出来るとの理由で、2、3年前からBitTorrentも若年層の間で使用されている。

海賊版市場の調査

ベトナムではホーチミン市とハノイで市場調査を行った。日本人が多く駐在する商業都市ホーチミン市では日本コンテンツの海賊版を比較的容易に購入が可能で、海賊版販売店舗や市場の総数もハノイより多い。

ベトナムでは家族経営で海賊版を販売していると思われる店舗も多数あり、中には親子3代が店舗内で生活をしている光景も見かけた。また、ヒアリング調査によると、経営が成り立たずに、正規版販売店が海賊版販売店へ商売替えるケースや、正規版と海賊版が同一店舗でともに販売されているケースもあるとのこと。このような状況がベトナムにおける著作権に対する意識の低さを表している。

【ホーチミン市】

調査した市場

Saigon Square (日本人街)
Sunwah Tower (サンワタワー)近辺
新Saigon Square (住所：77-89 Nam Ky Khoi Nghia st., Dist.1)
ベントアン市場 (観光スポット)
ファングーラオ通り近辺 (バッグパッカーエリア)
中華街

海賊版DVDの販売価格

通常海賊版DVD：1枚 10,000VND<日本円で約50円相当>

日本作品の海賊版 (DVD-9)：1枚 25,000VND<日本円で約120円相当>

ベントアン市場ではDVD-9：1枚 200,000VND
<日本円で約950円相当⇒観光スポットなのでふっかけた値段>

【ハノイ】

調査した市場

ハノイ旧市街
キーマ通り (トゥーレ湖周辺)

海賊版DVDの販売価格

通常海賊版DVD：1枚 15,000VND<日本円で約75円相当>

日本作品の海賊版 (DVD-9)：1枚 70,000VND<日本円で約350円相当>
2枚1組 150,000VND<日本円で約750円相当>



Saigon Square (日本人街)



Sunwah Tower (サンワタワー)近辺



新Saigon Square



ファンゴーラオ通り近辺



ハノイ旧市街



キーマ通り

ベトナムで知的財産権は「ベトナム社会主義国民法典」や「知的財産に関する法律」を始め、様々な法律や規制の組み合わせで保護されており、「知的財産に関する法律」が最後に改正されたのは「知的財産に関する法律の改正に関する法律」が公布された2009年になる⁴。著作権の保護期間は作品が最初に公開された時から75年となり、⁵実演家の隣接権は、著作物が初めて演奏された、もしくは記録媒体に記録された後50年となる。⁶

著作権侵害行為は基本的に行政的措置で対処され、「文化・スポーツ・観光省の下にある文化・スポーツ・観光局並びに県及び市の文化・スポーツ・観光部の専門的な検査局により扱われる。文化・スポーツ・観光省の首席検査官は、最高で5億ベトナムドンの罰金を科す権限を有し、文化・スポーツ・観光部の首席検査官は最高で3千万ベトナムドンの罰金を科す権限を有する。」⁷ 侵害行為が商業的目的で行われていた場合は、侵害者に対して刑事罰の適用が可能になるが、この場合でも判決は大抵罰金刑になる。

近年、著作権侵害行為に対する行政処分の件数が減ったとの指摘がヒアリング調査で聞かれた。そして、侵害取締りを行う上で行政機関の役人は知財の知識が欠けているとの意見もあった。ベトナムには知的財産裁判所は存在せず、刑事事件としての著作権侵害行為に対処する役割を担う経済警察はオンライン侵害への知識が乏しい。一方、インターネットに詳しい公安省のハイテク犯罪部門はオンライン上の著作権侵害へ殆ど注意を払っていない。それら侵害行為への対処は文化・スポーツ・観光省（MOCST）が管轄しており、侵害コンテンツの削除依頼は通常同省の監査部が対応する。

ベトナムでは2013年9月に「インターネット・サービス及びコンテンツの管理、提供及び利用に関する首相令（72/2013/ND-CP）」が施行された。この法令によりベトナムのサイト運営者は、自身が管理するサイトに掲載された情報に対して責任を持たされ、形式上はサイト上の侵害ファイルの削除もサイト運営者の義務となる。しかし、この法令は日本のプロバイダ責任制限法に相当するものではなく、インターネット上の思想統制を目的とした政府による規制だとの批判も出ている。

特に問題視されているのは、この法令がソーシャル・ネットワークサービス等の利用者参加型オンラインサービスを提供する運営者に対し、利用者の動向の監視が義務付けられ、それら利用者がサイトで公開した意見に対しても責任を持たせる点である。ベトナムでは行政批判等を懸念してFacebookへの国内からのアクセスが政府の措置により一時不能になっていた事が話題になっていたが、侵害サイトに対してはこのような対処はなされた事はない。

オンライン侵害対処の法整備がまだ十分に整っていない状況にあるベトナムだが、現地著作権管理団体のVCPMC等は独自に侵害ファイルの監視を行い、サイト運営者とサーバのプロバイダへ削除要請通知を送っている。また、2013年MPAが同協会のメンバー社作品の侵害ファイルを配信していた現地3サイトの対応をMOCSTへ要請したところ、政府機関よりサイトへ警告が送られ侵害ファイルはサイト側により削除された。しかし、それらサイトは運営を継続し、一度削除された侵害ファイルも数か月後に再び視聴可能となったとのこと。

現地への支援

著作権という概念が根付きにくい歴史を持つベトナムで、同国の平均年齢は28.71歳と、旧社会主義体制をあまり実経験していない若者層が徐々に中心的な消費者となっている。また、ベトナムではインターネットもタイやインドネシアより普及しており、アメリカ合衆国通商代表部（IIPA）が指摘する通り、この国はコンテンツ市場として重要性を高めている。

このような背景の中、2013年度文化庁と協議の末、ベトナム著作権局（COV）の要望にもとづき、日本国著作権法をベトナム語訳し同局へ贈呈した。

COVは日本の著作権法以外にも、プロバイダ責任制限法、盗撮防止法、そして著作権等管理事業法等にも興味を示しており、今後もこれらの法律のベトナム語訳をCOVへ提供するなどして、同国での著作権保護に向けた法整備や著作権法の普及に向けた支援の一環としたい。